

東京都立多摩桜の丘学園いじめ防止基本方針

校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」の基本理念に基づき、

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを推進する。
- (2) 児童・生徒をいじめから守り通し、いじめ防止及び早期解決を徹底する。
- (3) 教職員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本委員会は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うため設置する。

イ 所掌事項

本委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に関して対応する。

- ① いじめの未然防止に関すること。
- ② いじめの早期発見に関すること。
- ③ いじめの早期対応に関すること。
- ④ いじめの重要事態への対処に関すること。
- ⑤ その他、必要な事項に関すること。

ウ 会議の開催

原則として年3回行う。また、必要に応じて適宜開催する。

本委員会は、企画調整会議のメンバー及び校長が必要と定める者をもって構成する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取り組みを進めるために設置する。

イ 所掌事項

学校サポートチームは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に関して対応する。

- ①校内の問題行動についての相談に応じ、問題解決に向けた対処方針を提示すると共に、指導・助言を行う。

- ②児童・生徒の健全育成に関する指導・助言を行う。
- ③事案に応じ、児童相談所、福祉事務所及び警察等の関係機関と連携を図りながら、問題解決に努める。

ウ 会議

原則として、年2回行う。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成学校サポートチームは、次の者を構成員とする。

校長、生活指導担当副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、保護者代表、警察署関係者、市教育委員会関係者、地域健全育成委員、その他校長が必要と定めるもの

(3) 生活指導部健全育成担当者会

ア 設置の目的

本担当は、校内における健全育成の充実に向けて、生活指導部を中心に各学部と連携を図り、効果的に推進するために設置する。

イ 会議

原則として、月1回生活指導部分掌会で行う。また、必要に応じて適宜開催する。

ウ 委員構成

本担当は、生活指導部内「健全育成班」とし、生活指導主任を含む。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 児童・生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年・学部づくりを進める。
- イ 児童・生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 生活指導部等を中心に、計画的にいじめ防止に関する内容を指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめ発見のチェックシート（※いじめ総合対策【第2次・一部改訂】及び生徒指導提要参照）を日頃より活用すると共に、いじめについての聞き取り（アンケート）を年3回実施し、日常から児童・生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 連絡帳や個別面談・家庭訪問を通じて児童・生徒の学校生活について聞き取りを行う。
- ウ 教職員と児童・生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談等を行い、児童・生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ 各学部・学年の生活指導部が中心となり、情報収集を行う。事例について掌握し、学部・学年における対応を推進する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめの発見・通報を受けたら「組織的な対応例」（※いじめ総合対策【第2次・一部改訂】及び生徒指導提要参照）に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に

対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

キ 各学部・学年「集会」等で生活指導部として指導を行う。必要に応じて、個別的な対応を行う。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態が生じた場合は、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定文部科学省）などを参考に、速やかに西部学校経営支援センター、東京都教育委員会に報告し、連携して対応する。

イ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

ウ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

*調査組織については、校長、副校長、主幹、学部主任、学年主任、該当児童・生徒、学級担任教員及び生徒指導担当教員を基本とする。

5 教職員研修計画

(1) いじめ防止に関する校内研修を年3回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 長期休業中の事前・事後に各部研修を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

(3) 学期始め及び必要な時に「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）を確認し、活用する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 連絡帳や個別面談・家庭訪問を通じて児童・生徒についての情報収集を行い、学校での取り組みへの理解を促し、いじめ対策についての連携を強化する。

(2) 学校だより、生活指導部だより、ホームページ等を活用し、いじめ防止の取り組みや学校評価結果等を発信する。

(3) 学校サポートチームに保護者代表が参加し、学校でのいじめ防止への取り組みについての理解を促し、保護者の要望等の情報収集を行い、いじめ防止に活用する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 特別支援コーディネーターを中心に、日頃から児童相談所、家庭支援センターと連携を密にとり、児童・生徒に関する情報収集及び対応を行う。

(2) 生活指導主任を中心に、日頃から、地域、警察等と連携を密にとり、児童・生徒に関する情報収集及び対応を行う。

(3) 学校サポートチームを活用し、いじめ防止対策及びいじめ対応について対応を協議

し、重大事由については早期に連携して対応する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 保護者アンケート（学校評価）を活用し、いじめ問題への取組等を評価する。
- (2) 学校運営連絡協議会評価を分析し、取組の見直しをする。
- (3) 学校評価に、いじめについての項目を加え、適正に自校の取組を評価する。この評価をとおして、いじめへの取組について見直し、必要に応じて年間計画等の修正・改善を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検証する。

附 則 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。